

## 第11回トラック輸送における取引環境・労働時間改善和歌山協議会

令和元年 11月 22日 14:00～16:00  
ダイワロイネットホテル和歌山 ルミエール

(司会)

それでは皆様お揃いですので、只今より、第11回トラック輸送における取引環境・労働時間改善和歌山協議会を開催いたします。本日、お集まりいただきました関係者の皆様方には、ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めます、和歌山運輸支局の大垣と申します。なお、本日の協議会は、原則公開としておりますので、よろしく願いいたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

(配布資料名を読み上げつつ確認)

資料に不足がございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

本日のご出席者の皆様のご紹介ですが、出席者名簿・配席図をお配りしておりますので、これを持ちましてご紹介に代えさせていただきます、前回の協議会開催以降、組織・団体内でご異動がありました関係で、協議会委員に一部変更がございますので、その方々のみをご紹介します。

近畿経済産業局 産業部長 西野 様の代理で、本日は下請取引適正化推進室長 横井様にお越しいただいております。

(横井)

よろしく申し上げます。

(司会)

和歌山県中小企業団体中央会 専務理事 原 様です。

(原)

原でございます。よろしく申し上げます。

(司会)

花王株式会社 和歌山工場長 山口 様の代理で、本日は物流グループリーダー 井内様にお越しいただいております。

(井内)

井内です。よろしく申し上げます。

(司会)

また本日の出席者と致しまして、和歌山県企画部 横山委員の代理として、中嶋総合交通政策課副課長が、和歌山県商工観光労働部 労働政策参事 大山様の代理として入口様が、株式会社 湊組 加藤委員の代理として、上田物流部長が、近畿運輸局長 八木の代理として、自動車交通部次長 後藤が出席しております。

オブザーバーとして、近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課 渡邊課長補佐  
にご出席いただいております。

なお、和歌山県経営者協会 永井委員、和歌山県商工会連合会 野田委員、関西名鉄運輸株式会社 松代屋委員におかれましては、本日欠席となっております。

それでは協議会開催にあたりまして、近畿運輸局自動車交通部次長 後藤よりご挨拶を申し上げます。

(後藤)

皆様改めましてこんにちは。近畿運輸局自動車交通部次長の後藤でございます。本日はお忙しい中、トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

今なおトラック業界においても運転者不足という問題がかなり深刻になっております。幹線の輸送については飛行機でも船でも鉄道でも運べますが、最後の目的地、いわゆるラストワンマイルにおいてはトラックでしか運べない、こういう事情がございます。このままでは高齢化で人手不足という状況は将来的にかなり厳しくなってくるだろうと思っております。運転者に集まってもらうためにはやはり労働条件の改善、特に給与をしっかりと払ってあげられないと集まってくれません。事業者さんがしっかりと運賃をいただいたうえでしっかりと給与を払って人材確保を図ってほしいと思います。

そしてもう一つは働きがいであると思っております。最近東北や関東の方で災害が起りましたが、コンビニエンスストアやスーパーマーケットから物が無くなるということが起こって初めて大変だという危機感を覚える。そのような時に物流は大事だと気づけると思っております。物流のことをもっと消費者の方にも知ってもらう必要があるとも思っております。後から説明がありますが、国の施策として現在、ホワイト物流推進運動を行っております。物流のことをしっかりと考えてくれる企業の評価が上がり、その商品の売れ行きが伸びる。こういう切り口で進んでいくと良いと思っております。本委員の花王様、オークワ様もホワイト物流推進運動に賛同していただいているところです。物流の重要性をもっと訴えていき、トラックドライバーにしっかりと働いていただき、国民生活の安定に寄与できればと思っております。

そのためにもこの協議会は非常に重要な意味を持っております。5年間延長させていただいておりますが、是非重要インフラである物流の維持の為に皆様からのお知恵と忌憚りの無いご意見を頂戴したいと思います。本日はどうぞよろしく申し上げます。

(司会)

それでは、ここからの進行は、座長である辻本先生にお任せいたします。辻本先生、以降の進行をよろしく願いいたします。

(辻本)

皆様こんにちは。座長の和歌山大学の辻本です。今日はよろしくお願いします。トラック運送事業の労働時間については後藤次長からお話がありましたが、全産業の平均より2割長く、年間所得は全産業の平均より2割低いと言われております。そのような中で、待機時間の削減等、いかに生産性を向上させていくか。様々な取組の中で労働者が働きやすい環境づくりを進める必要があります。進めるにあたって大事な点は荷主と物流事業者、さらには消費者も含め、お互いに理解・協力し合いながら進めていくことが重要になっております。そのような中で、ホワイト物流推進運動についても、後ほど説明いただき、この場でたくさんの意見をぶつけていただきたいと思います。その他、計5つの議題がありますので、活発にご議論に参加していただきたいと思いますので、今日はどうぞよろしくお願いします。

それではまず、第10回協議会の発言要旨についてとしまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

和歌山運輸支局の河原と申します。本日はよろしくお願いします。私の方から資料1に基づきまして、第10回の地方協議会の概要について改めて説明させていただきます。

今年の3月19日に開催されました協議会におきまして、資料1の上から2段目コンサルティング事業の結果報告について荷主様より、海上輸送に完全シフトすることに係る既存の陸運送事業への影響が多大であるとのことで、海上輸送と陸上輸送のバランスについてご意見をいただきました。

その次にトラック事業者の関係団体から、貨物の破損状況についてご質問がありました。先日三菱電機様にお伺いしましたところ、貨物の損傷割合は皆無であると伺っております。モーダルシフトによるCO<sub>2</sub>の削減量を資料に載せた方が良いのではないかというアドバイスもいただいております。お配りしておりますコンサルティング事業報告書の22ページに排出量が31.3%削減されたと明記されております。

その次に、ホワイト物流推進運動の進め方のところで、トラック事業者の関係団体の方から参加された事業者へインセンティブを付与してはどうかというご意見をいただきました。ホワイト物流推進運動は今年の4月から始まっておりますが、参加企業に対して補助金の交付であったり、表彰制度を行うといった、直接的なインセンティブは設定されておりません。何卒本運動の趣旨をご理解いただいたうえで、労働環境の改善による運転者不足問題や企業イメージの向上等のメリットを享受していただければと思っております。

以上、資料1についての説明を終わらせていただきます。

(辻本)

ありがとうございました。資料1について説明いただきましたが、何かご意見やご質問、補足等はございませんでしょうか。

(質疑等無し)

それでは議題1についてはこれで終わりとさせていただきます。

(司会)

ここで事務局からお知らせがあります。報道機関の皆様におかれましては、撮影はここまでとなります。よろしくお願いいたします。

(辻本)

それでは、議事次第2の輸送品目別地方懇談会の設置についての説明をお願いいたします。

(事務局)

近畿運輸局貨物課の草野です。よろしくお願いいたします。お手元の資料2、及び資料9の9ページ以降についてご説明いたします。

まず、資料2につきまして、今般、加工食品、建設資材、紙・パルプにおいて、生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する近畿地方懇談会（仮称）を設置したいと考えております。設置に至った背景ですが、平成29年7月の荷待ち時間調査において、この3分野の荷待ち件数が多かったため、平成30年度に本省にてそれぞれの品目別懇談会が開催されました。令和元年度でも引き続き輸送品目別懇談会が開催されております。

続いて資料9の14ページをご覧ください。左側の円グラフが平成29年7月調査の結果で、右側が平成30年11月調査の結果なのですが、全ト協が加盟会社に対してアンケート調査をし、30分以上も荷待ち時間が発生した件数が多かったものをグラフ化させたものです。ご覧のとおり、加工食品、建設資材、紙の3品目が上位ということで、地方においても長時間にわたる労働時間改善のために懇談会を設置し、解決に向けた方策について検討・検証を考えております。近畿につきましても、3分野毎に設置し、荷待ち時間の短縮につながるための実証実験（アドバンス事業）を実施させていただきたいと思っております。また、課題の意識共有、成果の周知をさせていただきたいと思っております。

資料2を再度ご覧いただきますと、それぞれの懇談会で委員も既に構成されており、加工食品については大阪産業大学の浜崎教授に座長を務めていただいております、それぞれ加工食品関係の団体でありますとか、加工食品を扱っている事業者様、運搬しているトラック事業者様、行政機関で構成しております。建設資材と紙・パルプにおいても資料でお示ししております通り、関係する方々で構成しております。委員を品目別に構成した経緯ですが、地方協議会の中でこれらの輸送品目別で検討をすることでも良いのですが、例えば食品関係の問題を電機メーカー等、異業種の荷主様に議論をしていただくことは困難であると思われまますので、それぞれの品目を専門に扱っておられる方々で議論していただきながらフィードバックさせていただき、それらを国土交通本省へ意見等を進達し、より良い施策等に反映していきたいと思っております。

続いて資料9の9ページをご覧ください。令和元年度輸送品目別検討テーマ及びアドバンス事業というページですが、全国の一覧になっております。近畿におきましては検討テーマを3分野ひとくくりになっており、近畿地方懇談会1つが核になることで、専門の方々による懇談会形式で開催させていただくということになっております。

なお、アドバンス事業につきましては紙・パルプと建設資材しか入っておりませんが、現状加工食品の方も開催に向けて調整中で、近畿では3分野とも実証実験の実施を行うつもりでおります。

今年度、中央での進め方としましては11ページから13ページにまとめてある通りです。加工食品につきましては、とりまとめた内容をホワイト物流推進ガイドラインとして作成することとなっております。他2分野も12ページと13ページにある通り、それぞれガイドラインを作成し、荷主と運送事業者に活用していただくということとなっております。

11月25日にまず加工食品と紙・パルプの懇談会を実施し、建設資材の方は11月27日に開催予定としております。

以上で、資料2と資料9の説明を終わらせていただきます。

(辻本)

本年度に設置される予定の輸送品目別地方懇談会の設置について説明をいただきましたが、何かご意見やご質問、補足等はございませんでしょうか。

(運輸労連)

この懇談会は全国的な取扱いということですが、少し地域的な要素を加味し、次回では輸送品目を改めて設定してはいかがでしょうか。

(辻本)

ありがとうございます。この事業は今年度限りではなく来年度もあるという認識でよろしいのでしょうか。

(事務局)

3分野につきましては今年度限りでガイドラインを作成した後に一旦終了になります。資料9の14ページの円グラフにある青囲みの輸送品目が来年度開催予定です。

(辻本)

次回も開催することになった際には今のご意見のように地域的な要素を加味しつつ輸送品目を選んでいただきたく、和歌山県からの要望として持ち帰っていただきたいと思っております。

3分野の中に加工食品がありますが、オークワ様として何かお感じになられたこととかはございますか。

(オークワ)

当社も物流センターを運営しており、そこから各店舗に配送するのですが、できるだけ効率の良い配送について日頃考えている次第です。

(辻本)

加工食品での検討、アドバンス事業の成果を参考にさせていただけたらと思います。  
建設資材となりますと、鉄鋼製品物流に強い湊組様はいかがお考えでしょうか。

(湊組)

弊社は日本製鉄様の鋼材を扱わせていただいておりますが、私どもとして常に頭にあるのは荷主責任であり、大きな事故を起こしてしまいますと、荷主様に多大な迷惑がかかってしまいます為、所長等トップの方々にご理解いただいておりますので、長時間の荷待ち時間が発生した場合は手数料の支払い等考えていただいております。出荷口が1つしかないことも問題となっており、その点についても親会社に改善の検討をしていただいているところですので、運送事業者へのご配慮をいただいていると思っております。

(辻本)

お話しいただきありがとうございます。

議題2に関して他にご意見やご質問等はございませんでしょうか。

このアドバンス事業は近畿地方以外では県毎に分けて検討を行うということですが、近畿圏内ではひとまとめで行うということで、ご承認をいただいたということにします。

それでは議題3の県内企業におけるホワイト物流推進運動の取り組み状況について説明をお願いします。

(事務局)

資料3のホワイト物流推進運動の取り組み状況について説明いたします。

この運動の目的としましては深刻化する運転者不足に対応し、安定した物流を確保するため、トラック輸送の生産性を向上や物流の効率化、働きやすいよりホワイトな労働環境実現に向けて荷主や物流事業者、そして国民が連携して取り組む運動となっております。

経過としましては、一番上の四角内を見ていただきますと、今年の4月にポータルサイトを解説しまして、それに先立ち、全国の上場企業全社と、各都道府県の主要企業の合計6398社に参加要請文書を送付しております。その後の近畿、和歌山の取組としましては、6月3日に和歌山地方説明会の開催、10月15日に近畿全域を対象として開催しましたセミナー、そして先日の11月6日には和歌山労働局主催のセミナーの一コマでホワイト物流推進運動の趣旨説明と参加依頼をさせていただきました。

続いて和歌山県内での自主行動宣言の提出状況ですが、9月末現在で小売事業者1社、製造事業者1社、運送事業者3社の計5社の事業者さまから提出いただいております。さらに本運動を盛り上げていくためには、事業者様からの更なる参加が必要ですので、本日ご臨席の委員様にも

傘下の会員様等にご紹介いただくようお願いいたします。運輸局としましても、更なる説明機会の開催であったり、場合によっては直接事業者様のもとへ訪問するという事も考えておりますので、ご協力をお願いいたします。以上です。

(辻本)

ご説明ありがとうございました。和歌山県内のホワイト物流推進運動取り組み状況についてのご報告をいただきましたが、この件につきまして何かご意見やご質問等はございませんでしょうか。

この運動を進めるにあたっては荷主団体の理解が非常に大事になってきますが、商工会議所様、何かお感じになったことはございますか。

(商工会議所)

提出いただいた事業者への評価というものはいかがなのでしょうか。

(事務局)

ホワイト物流推進運動は企業様から自主行動宣言をご提出いただくわけですが、こちらに関しましては現在の取組だけでなく今後の取組に関しても記載していただくことが可能です。今後運送事業者と話し合いの場を設けるだとか、モーダルシフトに挑戦してみるだとか、そういったものを記載内容に足していただくことができます。提出事業者を評価するという制度は無く、荷主企業様をお願いしたいことは、現状について一つ一つ検証していただく、そして今後どういった行動ができるかということを考えていただくきっかけにしていきたい。

(商工会議所)

加えて聞きたいことは、この運動の目標はどのように設定しているのでしょうか。

(事務局)

目標としましてはやはり県内の企業様全社ご提出いただきたいところですが、まずそこへ向かうためには和歌山県内に「ホワイト物流推進運動」という言葉をより広く浸透させなくてはならないと思いますので、団体の皆様にもご協力いただきたいです。説明機会を与えてくだされば是非とも我々が足を運んで参ります。

(商工会議所)

ありがとうございます。私ども商工会議所は、大手はもちろん小さい事業者もたくさんおります。分野別に部会を設けておりますのでそこでお知らせしたいと思います。今我々が知りうる限りではこの運動の話はさせていただきますが、届かない部分については運輸局の方々にご協力いただきたいと思います。

(辻本)

非常に前向きなご意見ありがとうございます。この運動を進めるには上場企業等主要な企業はもとより、さらに浸透させるには中小企業にまで周知していかなくてはならないと思いますが、中小企業団体中央会様ではいかがお考えですか。

(中央会)

このホワイト物流推進運動は非常に重要なものだと感じています。しかしながら、現実浸透していません。我々は事業協同体組合のような集まりなわけですが、この言葉をもっと知る機会をもう少し作っていかねばならないとは思っています。様々な情報資料の提供はもちろんです、直接お話いただくことも重要ではないかと思えます。まだこの資料の数字を見ても決して満足のいく数字ではないと思えますし、中央会のほうでも我々のできる範囲で一生懸命やっていきたいと思っております。

(辻本)

ありがとうございます。経済同友会様はいかがでしょう。

(同友会)

お二人が話された通りで知っていただく機会が重要ですが、我々経済団体だけではとても無理ですので、県やそういった方々も入っていただいてやっていくと良いと思えます。せっかく良い運動だと思えますので、みんなで推し進められたら良いと思えます。

(辻本)

ありがとうございます。県も含めてとのことですがこのキャンペーンはいかがですか。

(和歌山県)

当部では物流についても囁んでいるところもあり、運送事業者と個別にヒアリングをする機会がありますので、その際にはホワイト物流推進運動の周知も可能かとも思えます。

(辻本)

ありがとうございます。和歌山県内での自主行動宣言の提出状況は58社中5社で運送事業者は3社とありますが、確か和歌山県内の運送事業者はだいたい四百数十社あり、そのうち30両以上トラックを保有する事業者は約80社あったかと記憶していますが、そのうち3社というのは非常に少なすぎると思いますがトラック協会様はいかがですか。

(トラック協会)

我々の業界では元請けがおり、下請けがおり、孫請けがおり、その中で元請けの事業者が大体5%から10%で他は下請けが仕事を受けている状況ですが、荷主様がホワイトであれば我々運送事業者がホワイトでなければ仕事がないという流れになっていくと思えます。先ほど運輸局の方からまずは参加をして欲しいとのことでしたが、参加をしてもそれだけで終わってしまうお



それがあります。参加した事業者全体がホワイトの意味をしっかりと持ってこれをPRしていくと  
もっと増えていくと思います。

元請け事業者はホワイトな荷主の仕事ばかり担当できるから可能だと思います。しかし下請け  
以下はホワイト関係なく仕事をこなしていかなければなりません。労働時間オーバーもあります。  
今は積み込みと運転手を分けてやりくりする人手の余裕ありません。労働時間を解決する為の  
交渉を何度も引き続きしていかななくてはならない状況ですので、将来的にホワイト物流推進運動  
は進んでいくと思います。運送事業者と荷主が一体となって進めていければ広まっていくと思  
いますので、これからもよろしくお願ひします。

(辻本)

ありがとうございます。倉庫協会様はいかがですか。

(倉庫協会)

私は運送事業委員会の委員長をしていますのでセミナーをすることがあるのですが、結局皆様  
がホワイト物流推進運動とは何か分かっていないというのが和歌山県内の印象です。我々はこ  
うした会議に出席するので分かりますが、知ってもらおうということに力を上げないと話は前  
に進まないと思います。商工会様やいろいろな団体がありますので、まずは中身を知って  
もらわないと皆様の理解が進んでいかないのではと思います。

(辻本)

ありがとうございます。共通するご意見としてはやはり周知がまだ足りないというところ  
でした。後藤次長に伺いたいのですが、兵庫県の提出状況が非常に高いのですが何か特別な  
ことはされているのでしょうか。

(後藤)

この自主行動宣言の要請は本社所在地に送っております。単純に本社機能のある事業者  
様が兵庫県に多いのではと思います。兵庫だけが特別なことをしているわけではありません。

(辻本)

兵庫県でどの事業者様が提出しているのか気になって調べたのですが、JA様だけで6  
つほどありました。非常に農協関係の方々が力を入れ始めたのかなと印象を受けましたが  
和歌山県の場合はいかがでしょう。JA様にご協力をいただくことはできないもので  
しょうか。オブザーバーであるにも関わらず申し訳ございませんが、農政局の渡邊様、  
何か良いアイデアはないものでしょうか。

(農政局：オブザーバー)

近畿農政局の渡邊です。JA様はご存じのように地域によって違うかなとは思ひます。  
後ほど紹介しますが食品流通の合理化を図るということで、農林水産省も検討会を  
立ち上げたところとして、生産部分も含め取り組んでいこうとしているところ  
です。是非和歌山県の方でもホワイト

物流推進運動を紹介していただければと思います。

(辻本)

ありがとうございます。このホワイト物流推進運動について他に何かございませんでしょうか。

(後藤)

消費者へのアピールの面ですが、中央協議会では消費者団体代表の方に入らせていただいております。資料5の3ページをご覧ください。消費者向け政府広報は現状記載の2日間しか行っておりません。どなたに御参画いただくかは追って委員の皆様にもご了解をいただいた上でということですが、消費者団体の方にもこの和歌山協議会に御参画いただき、そこから傘下の方々へアピールしてはいかがかというご意見もいただきましたので、事務局の方で検討をしているところです。

(辻本)

ありがとうございます。どなたに御参画いただくかは未定ですが、消費者を代表する方にも御参画いただくとのことでございますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは消費者代表の方の選定をよろしく申し上げます。

他に何かご意見やご質問等はありませんでしょうか。

それでは議題3についてはこれで終わりとさせていただきます。

続いて議題4の働き方改革に関する取り組み状況についての説明をお願いします。

(事務局)

和歌山労働局監督課の佐藤です。私の方からは資料4について簡単ではありますがご説明いたします。3ページからの労働時間等の状況についてですが、こちらは全業種のグラフです。平成30年のパートタイム労働者の総労働時間は1706時間となっております。6ページの産業別労働時間についてですが、記載の通り、産業別で見ると「運輸業、郵便業」が最も長くなっております。冒頭に座長からもお話いただきましたが、全産業平均よりも2割ほど長くなっております。パートタイム労働者であっても運輸業、郵便業従事者は2000時間を超えております。6ページ右側のグラフですが、産業別での週60時間以上就業している雇用者数の割合、つまり月ベースで80時間以上の時間外労働をしている方が17.7%で一番多くなっております。7ページの年次有給休暇の取得率の推移を表したグラフで、こちらは産業別データになってはおりませんが、平成30年に初めて全国平均で50%を超えました。そして右側の和歌山県内のデータで見ますと、年によってばらつきはありますが、全国平均よりも低い数値になっており、ここ数年は30%台となっております。原因としては企業規模によるものが大きいのではないかと思います。それから8ページには我々労働局が行っております、運送事業者に対する監督指導の状況です。平成30年全国での数値ですが、約5100の事業者に対し監督指導を実施し、8割強

のところでは何らかの労働基準関係の法令違反が認められました。下の方で表しておりますのは運転者の方への改善基準告示違反が約3分の2の件数で認められました。続いて9ページは全国の労災補償の件数の推移ですが、働き過ぎでの脳・心臓疾患による労災支給決定件数と、精神障害による支給決定件数を表したグラフです。特に脳・心臓疾患のグラフ、平成30年の238件のうち、運輸業では94件で約4割です。産業別で見ても極めて多い数値です。

10ページ以降の働き方改革の意義等についてですが、何故労働基準監督署から皆様の会社へ働き方改革に取り組んでいただきたいのか、取り組む必要があるのかという説明の際に使っている資料になりますが、時間の都合上割愛させていただきますが、一番申し上げたいことは少子高齢化が進んでいる中で、どの産業においても言えることですが、高齢になっても、女性であっても、就労意欲のある方々に働きやすい環境の提供について配慮していただきたいということです。

16ページについて、長時間労働の是正が少子化にもたらす正と負の効果を簡単に図示しております。先ほど申し上げましたような、様々な人材を活用することで長時間労働に一定の歯止めをかけることでより良い人材を定着させる、業界・企業のイメージを向上させていくことが重要になってきております。

18ページ以降について、今年の4月から労働時間への上限規制ということで労働基準法が改正されており、中小企業においては来年の4月から適用されます。ここで一番申し上げたいことは、22ページにあります自動車運転の業務につきましては、時間外労働の上限規制の適用猶予となっております、5年後の令和6年4月までです。適用されるようになった場合、年960時間までとなります。

続きまして24ページから直近の取組状況についてご説明します。まず荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナーということで、こちらは全都道府県において毎年1回開催しております、和歌山県におきましては今月の6日に開催しました。今年のセミナーではプログラムの1つに昨年のコンサルティング事業で実施しましたモーダルシフトについて、三菱電機のご担当者様からご説明いただきました。26ページ以降につきましては、過重労働解消キャンペーンについてですが、11月がキャンペーン月間になっておりまして、当方で行っている各種取組を記載しております。本キャンペーンにあたりましては各使用者団体・労働組合様に対し、10月末に協力要請をしたところです。また、同じタイミングでトラック運送事業者のコンプライアンス確保に向けたご理解とご協力の要請を和歌山労働局、和歌山運輸支局、和歌山県トラック協会の3者連盟で荷主関係団体、商工会様へ荷主の立場として荷待ち時間の短縮等の協力要請をさせていただいたところです。

28ページではしわ寄せ防止対策ということで、いわば荷主とトラック運送事業者との関係に近いところがありますが、大企業と中小企業では働き方改革の進捗状況に大きな開きがあることが現状です。大企業ばかりが働き方改革を進めていくのではなく、中小企業との取引のなかでも配慮をしてもらい、互いに働き方改革を進められるようしわ寄せの事象を防止していこうという取組を今年の11月から始まったものです。その取組について30ページに具体的な事例を記載しております。

31ページ以降のトラック業界への今後の取組についてですが、来年1月と2月にトラック運

送事業者向けの労働時間等説明会を開催します。時間外労働の上限規制の適用が始まるまであと5年しかありません。今からでも取り組んでいかなければ適用開始に間に合わないおそれがあるため、自主的な取組の促進のために県内5カ所で開催いたします。労働局からは改正労働基準法やそれに係る助成金等の支援策についての説明、運輸支局からはホワイト物流推進運動についての説明をさせていただきます。

最終ページでは、来年度事業になります。トラック運送事業の実態調査ということで、荷待ち・荷役・労働時間についての調査を行っていくことを予定しております。この事業で得られたものを本協議会で今後の取組の検討材料にしていきたいと思っております。以上です。

(辻本)

ありがとうございました。働き方改革の取組についてご説明いただきましたが、この件につきまして何かご意見やご質問等はございませんでしょうか。

(トラック協会)

運輸業が一番労働時間の長い業種ということですが、和歌山県から県外へ運送する場合、どうしても労働時間は長くなる仕組みになっております。高速道路発展により、関西から中部地方や東京、九州までも運べます。そしてそれは荷主の要望にきちんと応えている結果です。この数字の改善は地理的にもなかなか難しいです。4年後の上限年960時間に向けて進めておりますので、これからの数字は多少良くなると思います。

(辻本)

ありがとうございます。では、裏野委員お願いします。

(運輸労連)

労働組合から現場の実態を踏まえまして、我々は年に2回アンケート調査をしております。その中の一つに時間外労働をどの程度しているかという項目があります。今年の集計はまだ完了しておりませんが、一番多いのは「分からない」です。何人かのドライバーに直接話を聞いたところ、みなし残業が多いという回答が多いです。そこできちんと時間管理ができていながらまだ良いのですが、労働時間の把握に着手して欲しいです。人手が足りないなら女性や高齢者の活用も視野にとの話ですが、長距離運転はやはり難しいし、特に女性の場合は防犯面で非常に問題があります。どうしてもここらで行き詰まってしまいます。この協議会の原点に帰ってしまうのかもしれませんが、長距離の輸送なら中継輸送やモーダルシフトであるとか、待ち時間の短縮であるとかインフラ問題、もっと根本の仕組み部分にいろいろアイデアを出していきながら業界の特性や実情を浮き彫りにしていきたいと思っております。

(辻本)

ありがとうございます。この問題の改善に向けてトラック業界としてはどんどん取り組んでいきたいですし、裏野委員のご発言からもあったように仕組みのてこ入れやインフラ問題に対しての支援が重要であるとのことですが、労働局さん、運輸支局さんとしましてはこれからどのよう

な支援をいただけるかを伺いたいと思います。

(事務局：労働局)

特に裏野委員からご意見いただいた高齢者や女性が働きにくい実情であることについてですが、我々から提供できることとしましては、その環境改善のための助成金の制度です。トラック業界に限った話ではありませんが、労働時間改善のための設備投資等にご活用いただければと思います。ただ一つ防犯面に対してはこの助成金が直接結びつくかという点と少し難しいかなとは思いますが、女性であっても重量物を扱えるようにフォークリフト等を導入し、荷待ち時間を短縮することで結果労働時間が短縮できるのであれば労働局側からの支援はできます。

(杉本)

支援というのはなかなか単純ではないのですが、そもそもこの協議会は平成27年から開催しており、先ほど会長や労働組合様からご発言があったような状況というものは、おそらく少しは改善には向かうのでしょうかがまだまだ課題は多いです。荷主と運送事業者は互いの利害が絡まり合った状況で、先ほど挙げた消費者団体も当然第三者ではなく当事者なわけですので、全体としてこの状況をどうしたら上手く組み合わさるのか、何が最適な形なのかを考えて進めていかなければならないのだらうと思います。支援という言い方をすれば物流効率化の促進やモーダルシフトの実施という支援制度は確かにありますし、それらを上手く使っていただきたいのですが、労働時間の問題としてはもっと本質的な問題を明らかにして改善していかなければならないというところが課題であると認識しておりますので、運輸支局としては和歌山県特有の風土も加味しながらこういった場、あるいは個別に今後も皆様と取り組んでいきたいと思っております。

(辻本)

ありがとうございます。下請けのしわ寄せ防止対策という資料もいただいておりますが、こちらの取組については経産局様に伺ってもよろしいのでしょうか。

(経済産業局)

近畿経済産業局の横井と申します。労働局様からの資料にあるしわ寄せ防止対策のページをご覧いただきたいのですが、今年の6月に厚労省・公取委・中小企業庁の3者で連携して中小企業への負担のしわ寄せ防止・対策について取り組んでいこうということで発起しました。親事業者と下請け事業者との取引環境の改善には以前から取り組んでいるのですが、働き方改革はやはり親事業者も下請け事業者双方が推進していかななくてはならない中で、過度な負担を下請け事業者に強いることで下請け事業者の働き方改革を妨げないよう、様々なところで周知しているところですので、皆様にも引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

(辻本)

ありがとうございます。続いて龍田様どうぞ。

(新栄陸運)

うちの会社は完全ではないのですが、週休2日制のようなものを実現できそうな状況であります。当社はコンテナ輸送が大半ですが、土曜日は大阪のコンテナヤードが午前中しか開いておりません。そこでコンテナの仮置き場を確保することで1日に2回運行という効率の良い運行にすることができます。当然その為のコストは増加しましたが、土曜日の出勤者を4分の1にまで減らすことができました。当社では乗務員が1年間に働ける総労働時間を出勤可能日で割り振ったところ、1日の拘束時間が約12時間になり、1日に2回運行とすればやはり高速道路の利用は絶対となります。コストは確かにかかりますが、高速道路を使用することで燃料費がかさばらない、車両の摩耗も最小限に抑えられる。こういうメリットもあります。荷主の一定の協力をいただくことで現在8割ほどは実現できております。労働組合とも話をしており、年間の時間外労働を220時間から240時間までに抑える、年間の有給休暇の6日間取得を目指すべく思案しているところですが、そのためには新たにコストもかかって営業損がかかってしまいます。そういった労働環境の改善努力をしている企業へのインセンティブが欲しいところです。経営者は営業損を出したくないからなかなか進められないのだと思います。その背中を押す制度が無いものかと一番悩んでいます。また、今後導入される標準運賃には実運送者にとって適正な利潤を含んだ運賃になってくれることを願っております。

(辻本)

ありがとうございます。週休2日制が実現できそうだという好事例と共に労働環境改善に取り組む企業への後押しする制度が必要だとのご意見をいただきました。行政の方々におかれましてはいかがでしょうか。もしその制度のご紹介やアドバイスをいただけるようでしたらご発言をお願いします。

(後藤)

標準運賃の公布については一応ですが、今年度中を目標にしております。もし次回の協議会までにご紹介できる準備ができていけばさせていただきたいと思っております。

(辻本)

ありがとうございます。次回の協議会では是非経産省・厚労省・国交省からのこういった後押しができるのかということ詳しくご紹介いただければと思います。

それでは時間が押して参りましたので、議題4についてはこのあたりで終わらせていただきたいと思いますが、今後も荷主企業・運送事業者・行政、そして消費者で協力し合いながら解決していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

次の議題5のその他として、「取引環境・労働時間改善中央協議会の情報提供について」説明をお願いします。

(事務局)

近畿運輸局貨物課の平田です。私からは資料5、資料8、資料8-2、資料8-3についてご説明いたします。

まず資料5をご覧ください。2ページ目からについてはホワイト物流推進運動についてです。でおさらいをさせていただきます。荷主企業と物流事業者と国民の3者が協力してホワイト物流推進運動を推進していくという構図になっております。まず企業の皆様におかれましてはまず自主行動宣言を提出していただき、その内容について具体的に実施していただきます。また、自主行動宣言を提出された企業名は公開されることになっております。ここでいう企業とは荷主企業だけではなく、元請けにあたる物流事業者等も含まれます。国民についてはトラック運転者不足を背景とした物流サービスの見直しへの理解が期待されます。3ページ下段にもありますが政府広報等を活用して周知を図っていきます。物流事業者についてはトラック輸送の生産性向上や運転者の労働環境の改善をしていただき、物流の改善提案、または労働環境改善についての自主行動宣言のご提出をお願いしております。先ほどからの議論にもありましたが、安易に宅配便の再配達依頼をしない等の国民の意識改革の協力をするためには、アナウンスメントの充実について必要不可欠であると認識しております。

続きまして5ページのホワイト経営の「見える化」検討会についてですが、求職者が就職先を選ぶ際や荷主企業が取引先を選ぶ際の参考となる、労働時間の是正等働き方改革を推し進めている企業の認証制度の創設を本検討会で討論し、ホワイト経営への取組状況が対外的に見えるようにすることを検討しております。この認証制度につきましてはバス・タクシー・トラックの運転者に特化したもの、また、認証には取り組み状況に応じた複数の段階を設けるものにするのが予定されております。Gマークやセーフティバスマークといった企業の運行の安全性を評価したものであるものに対し、本認証制度は運転者の労働条件や労働環境に対する評価であり、主に求職者への情報提供を目的とした制度で、本年度内に認証制度の募集開始を目標としております。続いて6ページ右下をご覧ください。インセンティブとして一つは求人票への記載、ハローワークを通じた認証制度の周知となっております。ハローワークでも段階に応じた認証を受けているということでドライバーを目指している求職者が安心して就職活動ができる環境作りを目指して参ります。

続きまして資料8についてですが、2ページ目をご覧ください。これまでに関係省庁と荷主企業とで飲料配送研究会というものが行われておりました。今年の7月に報告書が出されておまして、その内容が資料8-2になります。詳細は割愛させていただきますが、飲料はペットボトルやガラス瓶に入っているということで非常に重量が大きくなる為、梱包している段ボールが弱い場合には配送中に荷崩れたり、積み上げていくことで下方に敷かれている段ボールが潰れてしまったりという状態が発生しております。商品である飲料自体に問題が無いにも関わらず運送事業者が損害賠償を求められたり、引き取りを拒否されるという事態が深刻化しておりました。そこで、当該研究会で毀損の判断基準を明確化させる等の議論が行われてきました。運送事業者が使用する標準運送約款内に飲料配送に係る適用細則を作成しております。これが資料8-3です。こちらの内容も今後セミナーや説明会等で周知していきたいと思っております。

続いて資料8の4、5ページ記載の内容ですが、五輪期間中は選手・スタッフの移動が優先される為、大きな交通規制が敷かれます。それと同時に物流にも大きな影響が予想される為、消費

者・荷主企業にもご理解とご協力をいただく必要がございます。今年の6月に開催されたG20でも大幅な交通規制が敷かれ、例えば宅配の時間指定を止める等の対応を物流事業者に行っていたことを参考に混雑を避ける準備が必要であると思っております。近畿運輸局からの資料の説明は以上です。

続きまして厚生労働省関連について資料6を用いてご説明いたします。5ページ目ですが、長時間労働の改善に向けたポータルサイトが既に開設されておりまして、主なコンテンツとして国民向けにトラック事業者の実態の紹介や、長時間労働の是正に向けて国民に協力して欲しいこと等の情報提供を行うためのものです。また、企業向けということで荷主企業・運送事業者の取組の好事例紹介等のコンテンツを提供しております。6ページは現在要求中の来年度予算での事業ですが、ポータルサイトは引き続き運営していき、自動車運転者の労働時間の実態把握ということで、トラックに限らずバスとタクシーでも長時間労働の是正に向けて調査していきます。また、働き方改革推進支援センターにつきましては、平成30年度に開設されてから、来年度も引き続き行っていきます。和歌山県内では社会保険労務士会様に運営をお願いしております。以上です。

近畿農政局の渡邊です。私からは資料7についてご説明いたします。先ほど少しだけ触れましたが、食品流通合理化検討会ということで、この協議会でも予てからお話しされております、トラックドライバーの人手不足の対応や物流の改善に取り組むということで、10月21日に準備会を開催し、11月11日に第1回目の検討会を開催しました。取組の方向として、産地と基幹輸送、そして消費地、この一連の流れの中で合理化を図ろうというものです。先日の第1回目ではまず産地での取組内容や課題の情報共有を行いました。最終的には2ページのイメージ図のような流通を目指していきたいということで、現在は3ページ以降にあります予約システムの導入等を進めているところです。以上です。

(辻本)

ありがとうございました。中央協議会の情報提供についてご説明いただきましたが、この件につきまして何かご意見やご質問等はございませんでしょうか。

(質疑等無し)

(司会)

それではここで、お配りしております「働き方改革を阻害する不当な行為をしないように気を付けましょう」及び、「下請け振興法の振興基準パンフレット」について、近畿経済産業局 下請取引適正化推進室 横井室長よりご説明いただきます。

(経済産業局)

先ほどからの働き方改革の関連するお話で、2種類のパンフレットをお配りしております。様々な事業者様が集まる場で常々お配りしている物なのですが、まずは働き方改革を阻害しないように気を付けましょうの方ですが、こちらでいくつか事例を挙げております。これらの事例は下請



法や独禁法に違反するおそれがあるものですので、こういった行為には注意して取引していただきたいという案内です。次に下請け事業者様を支援する下請振興法なのですが、この法律のなかで振興基準というものを定めておまして、親事業者と下請事業者の間での望ましい取引関係を定めております。このパンフレットのなかでもいくつか双方の共存・共栄方法を記載しておりますので、こういった項目を参考にさせていただき、今後の取引や交渉に役立てていただければと思います。以上です。

(辻本)

ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして何かご意見やご質問等はございませんでしょうか。

(質疑等無し)

それでは全体を通して何かご意見やご質問等、議題以外にご報告等はございませんでしょうか。

(トラック協会)

荷主様と労働時間短縮の交渉をさせていただくにあたりまして、関係する省庁の参考資料が多岐にわたるため企業様にとって分かりづらいと感じる方もいらっしゃると思います。国交省からの了承をいただいたうえで、トラック協会ではそれらを一つにまとめた荷主様向けの資料を作成しております。そこで、本協議会の名前をその資料に盛り込ませていただきたいと思います。様々なセミナーや説明会を開催しているところですが、残念ながら未だ荷主様には明確に届いていない状況です。共存・共栄の為に、作成した資料を各会員事業者がそれぞれの荷主様と交渉する為の材料としたいと思っておりますので、ご了承をお願いします。

(辻本)

ありがとうございました。それでは皆様からのご賛同を募りたいと思いますが、反対意見をお持ちの方がいらっしゃいましたら伺います。

(反対意見無し)

それではご賛同いただきました。ありがとうございます。ご活用をよろしくお願いします。

以降の進行を司会に戻します。

(司会)

辻本先生ありがとうございました。それでは、閉会の挨拶を和歌山労働局長の池田様より頂戴します。

(池田)

和歌山労働局長の池田です。本日は皆様お忙しい中、活発にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。私たち行政も皆様からのお声を大事にしたいと日々思っておりますので、本日皆様からいただきましたご意見やご議論いただいた内容につきましては引き続き、ご協力を

賜りますようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。本日の議題につきましてはこれで全て終了しました。尚、次回の協議会は来年2月から3月中に開催したいと思います。具体的な開催日程が決まり次第、ご担当者様へメール、もしくはお電話にてお伝えいたします。本日はどうもありがとうございました。

終了